1人10万円を給付

特別定額給付金の申請受付中

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、家計への支援を行う「特別定額給付金」について、市は申請書を同封したご案内を各世帯主宛てに送付しました。詳しい申請方法等は、市のホームページ(ページ番号: 49056506)をご確認ください。

(必着)を変更しました

申請書が届いていない人は

特別定額給付金の申請書を同封したご案内は、6月5日までに給付対象者(※)の属する世帯の世帯主宛てに送付しました。届いていない場合は、以下のコールセンターまでご連絡ください

(※)給付対象者は、基準日(令和2年(2020年) 4月27日)において、市の住民基本台帳に 記録されている人です

申請期限は8月31日(消印有効)

申請書に必要事項を記載の上、本人確認書類(運転免許証や健康保険証等)および口座確認書類(通帳、キャッシュカード等の金融機関名、支店名(支店番号)、口座番号、カナ名義が確認できるもの)の写しを申請書の裏面に貼り付けて、同封の返信用封筒で8月31日(消印有効)までに申請してください

※マイナンバー通知カードは、本人確認書類としては不可 ※代理申請については、ホームページをご覧ください

申請書審査後に通知書を送付

申請書の要件審査後に、支 給決定通知書 (ハガキ) を 送付します

※申請書発送から一定期間は、 申請書の提出件数が多いた め、振込までに3週間以上か かる場合があります

特別定額給付金コールセンター

☎ 0570 · 012438

受付時間: 午前9時~午後5時半(土・日曜、祝・休日休み)

※電話がつながりにくい時間帯があります。つながらない場合は、時間を置いてお掛け直しいただきますようお願いします

給付金の詐欺に ご注意ください!!

市や総務省は、次のようなことは絶対にしません▶ATMの操作をお願いすること▶受給にあたり、 手数料の振り込みを求めること▶メールを送り、URLをクリックして申請手続きをすすめること 暗証番号、□座番号、通帳、キャッシュカード、マイナンバーは絶対に教えない!渡さない!

新型コロナの影響を受けた個人事業主が対象

個人事業主の皆さんへ

で存知ですか 店舗賃料の支援制度(質素

市は、新型コロナウイルス感染症の影響により、**売上が減少している小売店や飲食店などの個人事業主に、店舗の賃料1カ月分(上限は10万円、対象となる店舗が複数の場合は20万円)を補助**します。申請がまだの人は、7月31日(消印有効)までに手続きしてください。

支援対象

主に以下のいずれも満たす個人事業主(1回限り)

- ▶売上高が20%以上減少 ▶市内に店舗を賃借(借地の上に店舗を所有している場合も含む)している
- ▶次のいずれかの事業を営んでいる

小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業、卸売 業、不動産業、娯楽業 (マージャン店等)、学習支援 業 (文化教室・塾等)、療術業 (はり・マッサージ等)

申請方法

7月31日 (消印有効) までに以下のいずれかの方法で申請してください

- ▶郵送…申請書(※1)と必要書類(※2)を商工課賃料支援担当 (〒662-8567六湛寺町10-3) へ
- ▶ネット申請…市のホームページ(ページ番号:82995439)
- (※1) 申請書はホームページでダウンロードできるほか、市役所本庁舎1階総合案内所窓口 前に設置。郵送希望の人は問合せを
- (※2) ①店舗の賃貸借契約書の写し、②事業を営んでいることが分かるもの(許認可証や開業届の写しなど)、③本人確認書類の写し

|問| 店舗賃料支援金コールセンター(0798・35・3017…月曜〜金曜の午前9時〜午後5時)

新型コロナウイルス感染症に関連する各種お知らせ

国民健康保険料・介護保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯等について、国民健康保険料や介護保険料の減免制度があります。減免対象は以下のいずれかに該当する世帯で、原則、郵送にて申請。必要書類、申請方法など詳しくはお問い合わせください。

【対 象】新型コロナウイルス感染症の影響により、以下の①②のいずれかに該当する世帯

- ①主たる生計維持者が死亡または重篤な疾病を負った世帯
- ②主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、次の全てに該当する世帯 ▷事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれかが、前年に 比べて30%以上減少する見込み
 - ▷減少が見込まれる収入以外の、前年所得の合計額が400万円以下
 - ▷ (国民健康保険料のみ) 前年の合計所得金額が1000万円以下

【問合せ】国民健康保険課(0798・35・3117) 介護保険課(0798・35・3313)

☆☆ 毎年開催の市民文化祭を中止します

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市と西宮市文化振興財団は、10月10日から開催を予定していた市民文化祭について、開催を中止します。

○ 各種健(検)診を再開しました

新型コロナウイルス感染症の影響により延期していた各種健(検)診を再開(※)しました。国民健康保険特定健康診査、長寿(後期高齢者)健康診査の受診券は送付済みです。子供の定期健康診査については対象者に個別通知しています。問合せ先は以下のとおりです。

(※) 6・7月の塩瀬・山口地区の成人の集団健(検)診を除く

- 国民健康保険特定健康診査…国民健康保険課(0798・35・3115)
- 長寿(後期高齢者)健康診査…高齢者医療保険課(0798・35・3994)
- 子供の定期健康診査…地域保健課(0798・35・3310)
- 基本健康診査、すこやか健康診査、がん検診等各種検診、 北口健康ドック…健康増進課(0798・35・3127)

高齢者の皆さんへ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため

高齢者交通助成券の発送を見合わせています

毎年、対象者に送付している「高齢者交通助成券(昨年度までは高齢者交通助成割引購入証)」について、発送後に各交通機関での手続き増加が見込まれ、新型コロナウイルス感染拡大の恐れがあるため、発送を見合わせています。発送時期については、詳細が決まり次第、本紙等でお知らせします。問合せは高齢福祉課(0798・35・3199)へ。